平成２３年（フ）第１４６５号
横浜市青葉区松風台32番地４
債務者　清水　敏夫
１　決定年月日時　平成23年６月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年８月９日まで
５　免責審尋期日　平成23年８月10日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１４６６号
横浜市緑区中山町317番地１　ハイム吉本303号
債務者　清水　直子
１　決定年月日時　平成23年６月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年８月９日まで
５　免責審尋期日　平成23年８月10日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１５１４号
横浜市港南区丸山台４丁目８番30―103号
債務者　鈴木美智子
１　決定年月日時　平成23年６月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年８月９日まで
５　免責審尋期日　平成23年８月10日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１４１号
岡山市北区奥田１丁目８番27号　１Ｆ東
債務者　井上　明美
１　決定年月日時　平成23年６月14日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年８月15日まで
５　免責審尋期日　平成23年８月31日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２１年（フ）第８５６号
静岡市葵区西ヶ谷184番地の２
破産者　安本　芳二
１　決定年月日　平成23年６月13日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第８８２号
静岡市駿河区向敷地678番地の14
破産者　森本　四郎
１　決定年月日　平成23年６月13日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第５１５号
大阪府高槻市南平台５丁目33番１号
破産者　佐藤　美樹
１　決定年月日　平成23年６月13日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７２８号
大阪府摂津市鳥飼和道１丁目14番６号、開始決定時の住所大阪府摂津市鳥飼和道１―14―６―106
破産者　諫山　剛文
１　決定年月日　平成23年６月13日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６２５３号
大阪府東大阪市池之端町11番17号
破産者　池田　順一
１　決定年月日　平成23年６月13日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７３９１号
奈良県北葛城郡河合町広瀬台１丁目11番地３
破産者　髙木　壽雄
１　決定年月日　平成23年６月13日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８０４０号
大阪市北区中津２丁目６番６―301号、住民票上の住所大阪市北区中津３丁目16番16号
破産者　武藤　勝彦
１　決定年月日　平成23年６月13日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５２９号
堺市北区中百舌鳥町２丁51番地　リッツラムセス601号、開始決定時堺市中区新家町645番地31
破産者　山下　哲生
１　決定年月日　平成23年６月13日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第９２１号
大阪府南河内郡河南町大字寺田453番地の１
破産者　道端商店こと　道端かずひこ
１　決定年月日　平成23年６月13日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１５００号
堺市中区八田南之町277　医療法人杏和会阪南病院内、住民票上の住所大阪府南河内郡千早赤阪村大字東阪221番地４
破産者　吉田　宗弘
１　決定年月日　平成23年６月13日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１０２６号
北九州市戸畑区菅原１丁目３番10号、開始決定時の住所北九州市戸畑区小芝１丁目２番７号
破産者　富辰工業所こと　椋野　吉隆
１　決定年月日　平成23年６月13日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第５４０号
福岡県京都郡苅田町新津１丁目３番地11　ニューポート９―306号
破産者　山路　秀年
１　決定年月日　平成23年６月13日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部